

“返済不要”の助成金を活用して“労働環境等の改善”に取り組むことができます

キャリアアップ助成金 (正社員化コース)

有期契約労働者等を正規雇用労働者や多様な正社員等に転換または
直接雇用した事業主に対して助成されます。

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の事業主

1. 有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換する制度を就業規則または労働協約その他これに準ずるものに規定している事業主であること
2. 上記1.の制度の規定に基づき、雇用する有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換した事業主であること
3. 上記2.により転換された労働者を、転換後6か月以上の期間継続して雇用し、当該労働者に対して転換後6か月分の賃金を支給した事業主であること
4. 支給申請日において当該制度を継続して運用している事業主であること
5. 転換後6か月間の賃金を、転換前6か月間の賃金より3%以上増額させている事業主であること
6. その他、一定の条件を満たしていること

受給内容

- (1) 有期 → 正規：1人あたり42万7,500円<54万円> (57万円<72万円>)
(2) 無期 → 正規：1人あたり21万3,750円<27万円> (28万5,000円<36万円>)

※ ()内は中小事業主に対する助成額、< >内は生産性の向上が認められる場合の額

※ (1)、(2)を合わせて、1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は20人まで

※多様な正社員(勤務地限定・職務限定・短時間正社員)へ転換等した場合には正規雇用労働者へ転換等したものとみなします

【加算措置】

- 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用する場合
1人あたり28万5,000円<36万円> (大企業・中小企業同額)
- 対象者が(転換等した日において)母子家庭の母等または父子家庭の父の場合
(1)：1人あたり9万5,000円<12万円>
(2)：1人あたり4万7,500円<6万円> (大企業・中小企業同額)
- 人材開発支援助成金の特定の訓練修了後に正規雇用労働者へ転換等した場合
(1)：1人あたり9万5,000円<12万円>
(2)：1人あたり4万7,500円<6万円> (大企業・中小企業同額)
- 「勤務地限定・職務限定・短時間正社員」制度を新たに規定し、有期雇用労働者等を当該雇用区分に転換等した場合
1事業所あたり7万1,250円<9万円> (9万5,000円<12万円>) ※1事業所あたり1回のみ

※令和4年10月1日以降に転換または直接雇用を実施する場合は、支給要件が変更となります

■正規雇用労働者定義の変更

⇒「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」のある正規雇用労働者への転換が必要となります

■対象となる労働者要件の変更

⇒「正規雇用労働者と異なる雇用区分の就業規則等」が適用されている非正規雇用労働者の正社員転換が必要となります

取り扱い機関

都道府県労働局・公共職業安定所